

総務文教常任委員会記録【未校正】

○招 集 日 時 令和7年 9月11日（木）午前10時00分

○招 集 場 所 議事堂大会議室

○出席委員	委	員	長	鈴	木	三	男
	副	委	員	長	長	塚	美 雪
	委		員		本	田	和 成
					岡	口	す み え
					関	川	翔
					小	堤	修
					落	合	信 太 郎

○欠 席 委 員 なし

○出席説明員	教	育	長	石	塚	康	英
	総	務	部	長	吉	田	文 彦
	選	挙	管	理	委	員	会
	書	記	長				
	政	策	推	進	部	長	齋
	財	政	部	長	田	中	英 樹
	教	育	部	長	飯	竹	永 昌
	消	防	長	岡	田	直	紀
	教	育	参	事	鈴	木	邦 弘
	総	務	部	次	長	軽	部 幸 雄
	財	政	部	次	長	原	部 英 樹
	教	育	次	長	松	崎	剛
	消	防	次	長	仲	村	厚
	総	務	課	長	土	谷	靖 孝
	選	挙	管	理	委	員	会
	書	記	長	補	佐		
	情	報	管	理	課	長	岩
	市	民	協	働	課	長	大
							隅 正 勝

政 策 推 進 課 長	高 中 誠
財 政 課 長	谷 池 公 治
管 財 課 長	丸 山 博
監 査 委 員 事 務 局 長	鈴 木 正 美
教 育 総 務 課 長	澤 部 慶
学 務 課 長	石 橋 陽 一
指 導 課 長	丸 山 信 彦
教育総合支援センター長	仲 田 敦 夫
生 涯 学 習 課 長	秋 山 和 也
子 ど も 青 少 年 課 長	長 塚 逸 人
ス ポ ー ツ 振 興 課 長	稲 村 忠 弘
消 防 本 部 警 防 課 長	新 倉 正 勝
デ ジ タ ル 化 推 進 室 長	松 崎 昌 也
公 共 施 設 整 備 課 副 参 事	蛭 原 正 人
ス ポ ー ツ 振 興 課 副 参 事	野 口 勝 彦
市 民 協 働 課 長 補 佐	加 藤 美 谷 子
財 政 課 長 補 佐	河 原 崎 拓 人
管 財 課 長 補 佐	正 道 泉 理
保 健 給 食 課 長 補 佐	横 島 信 吾
教育総合支援センター課長補佐	大 滝 渉
教育総合支援センター課長補佐	唐 口 薫
生 涯 学 習 課 長 補 佐	大 久 保 誠 曜
子 ど も 青 少 年 課 長 補 佐	平 野 菜 穂 子
ス ポ ー ツ 振 興 課 長 補 佐	岡 田 繭 子
消 防 本 部 総 務 課 長 補 佐	山 崎 弘 二
消 防 本 部 警 防 課 長 補 佐	竹 村 守
人 事 課 係 長	松 下 慶

○職務のため 議長 山野井 隆
出席した者 議会事務局 局長 前野 拓
議会事務局 局長 補佐 永井 宏幸
議会事務局 係長 森口 幹大

○付託事件 議案第41号 取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について
議案第43号 令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）
（所管事項）
認定第7号 令和6年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について
請願第11号 教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願

○調査事件 所管事務調査（令和7年度第1回意見交換会におけるご意見・ご要望の調査について、当委員会の任期中における重点調査テーマ「災害時の避難所運営」について、その他）

○審査の経過

午前10時00分開議

○鈴木委員長 ただいまの出席委員数7名。定足数に達していますので会議は成立します。
ただいまから総務文教常任委員会を開会します。

次に、本日の会議の映像は、市議会ユーチューブサイトでライブ配信します。また、配信は通常の固定カメラによる動画配信のほか、全方位カメラを使った360度の動画配信を行います。そのため、市議会ユーチューブサイトから2種類のライブ配信映像を御覧いただけます。

それでは審査を行います。当委員会の審査順序は、サイドブック스에登載したとおりです。

委員各位に申し上げます。一般会計補正予算に対する質疑及び付託議案外質疑については、事前通告することになっています。また、一般会計補正予算に対する質疑については、答弁を聞いて疑問が残った委員からの議論を深める質疑を認めます。さらに、質疑は一問一答とし、一議題につき質疑のみで5分間です。質疑時間残り1分でベルを1回、質疑時間終了でベルを2回鳴らしますので、御承知おき願います。また、発言は簡単明瞭に、発言者は挙手し、委員長の指名の後発言するよう願います。また、発言前にマイクのボタンを押してから発言願います。

執行部の皆様に申し上げます。委員に対する最初の答弁の際、冒頭に部署名と名前を述べてから答弁に入っていただきますようお願いいたします。

最後に、質疑の内容として、各課カウンターで聞くことのできる、分からないから、軽微な確認など、質の低い質疑は厳に慎んでいただき、真の質疑を行うようあらかじめ申し

上げます。

それでは、議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管を議題とします。本件につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

本件に関しては質疑の通告がありませんでしたので、これで議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の所管事項のうち、総務部、政策推進部、財政部等所管の質疑を打ち切ります。

続いて、認定第 7 号、令和 6 年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定についてを議題とします。認定第 7 号につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。認定第 7 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、認定第 7 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で、認定第 7 号の質疑を打ち切ります。

続いて、総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで 5 分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は本田委員、岡口委員、長塚委員の 3 名から通告がありました。

最初に、本田委員。

○本田委員 日本共産党、本田です。よろしくお願いします。私からは、庁舎でのカスタマーハラスメントの対応についてということなんですけども、庁舎等で動画を撮影して、その動画が上げられていると、アップロードされているというものを確認しております。そういった動画では、顔や名前が分かってしまうような状況で、誹謗中傷に捉えられるような内容の動画でございます。庁舎内での写真や動画の撮影をしている場合の対応はどのように行っているのかお伺いします。

○鈴木委員長 正道補佐。

○正道管財課長補佐 管財課、正道です。よろしくお願いします。委員の質疑にお答えいたします。市では本年 3 月、庁舎内におきまして、市職員への動画撮影を含む迷惑行為の事案が発生したことから、令和 7 年 6 月 1 日、取手市庁舎管理規則の一部を改正いたしました。改正の内容につきましては、禁止行為を規定しています第 14 条第 1 項に、新たに

第 11 号を追加し、庁舎内において公務の円滑な執行に支障を来し、または無断で他者のプライバシーや個人情報・肖像権等を侵害するおそれのある写真・動画の撮影、録音や放送等を禁止といたしました。ただし、管理責任者による公務上支障がないものとして認めるものについては禁止行為から除いています。例えば、市が行う記者会見、市主催によるセレモニーや表彰式、記念撮影コーナーでの記念撮影等は除外をしております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。庁舎管理規則で禁止ということに変更したということなんですけども、例えば撮影禁止を伝えているにもかかわらず止めないケース、こういった場合はどういう対応になるんでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山管財課長 管財課の丸山です。お答えいたします。委員の御質疑のように、庁舎管理者の指示や説得を無視してビデオ撮影や録画を強行した場合の対応ですが、ビデオ撮影や録画により庁舎内の職員の執務、来庁者の個人情報の保護に支障があると判断される場合には、取手市庁舎管理規則第 14 条第 2 項にて、直ちに違反した者を庁舎から退去させ、または違反に係る物件の撤去を命ずることができると定めております。したがって、この規定により職員の執務や来庁者に支障があることをきちんと伝えまして、撮影を取り止めさせるとともに、庁舎から撤去させる対応を取っております。ただし、これにより混乱が生じるおそれがあるときには、警察の協力を求めて対応をしております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。これ、上げられている動画では、明らかに過剰な要求をしているというものもあります。過剰な要求をされた場合の職員の対応について伺います。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 人事課、軽部です。本田委員の御質疑にお答えをさせていただきます。まず、社会的に逸脱した行為を必要に繰り返し、また、全く是正が見られないケースに対しましては、警察への届出、また場合によっては、市の顧問弁護士の助言を仰ぎながら、法的な対応についても視野に入れておかなければならないというふうに考えております。カスハラ行為につきましては明確な境界線がないため、ケースに応じた適切な対応を瞬時に判断することが非常に難しいという場合もございます。いかなる状況におきましても、その必要性を適宜判断をして、ケースによっては複数の職員による組織的な対応の徹底を図ってまいりたいというふうに思っているところです。また、特定の職員をターゲットとした要求や誹謗中傷等が見られた場合は、早急に当該職員を担当から外した上で、固定した職員で対応することなく、所属長を含めた複数人制での対応を推奨してまいりたいというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。いろいろな対応をされるということで、少し安心をしました。先ほど申し上げましたけども、上げられた動画には個人が出ていたりとか、過剰な要求をされたりというようなことが動画に上がっております。相当、そういったこと

がありますと精神的な負担があると思います。こういった悪質なカスタマーハラスメントに対する職員へのフォロー、これはどのように行うのでしょうか。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 お答えをさせていただきます。職員がこういうカスハラの実行犯な行為、また言動等によって心を痛めた場合は——まずはその前にこのカスハラにつきましては、人事課がハラスメント相談窓口ということになっております。そういった相談をまず受けて、所属長としっかりといろいろ協議をしながら、またその対応策も図りながら進めた上で、また職員がそういった形で心に負担を負った場合には、これまでもお話をしておりますが、心の健康相談——精神内科医の先生が月 1 回、市のほうに来ていただいておりますので、そういったところに勧奨をしてまいりたいというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 こういった悪質なカスタマーハラスメントを行う方々というのは、結構、法の隙間を狙って行っていると、これ確信的にやっているということがうかがえます。こういった悪質なカスタマーハラスメントについては、しかるべき対応をしっかり取っていただきたいなと思います。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。続いて、岡口委員。

○岡口委員 創和会、岡口です。よろしくお願いいたします。私からは最初に、女性管理職の登用についてお伺いします。市役所組織の力を高めるためには、多様な人材の能力を生かすことが欠かせません。とりわけ、女性職員の登用は時代の要請であり、また市民感覚に根差した政策形成にも大きな力があると考えます。そこで、本市における女性管理職登用について伺います。まず、現状についてお伺いします。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 人事課、軽部です。岡口委員の御質疑にお答えをさせていただきます。取手市職員における女性管理職の現状という御質疑ですが、当市が策定をしました特定事業主行動計画では、女性管理職の対象を副参事職以上としておりまして、これを前提に御回答させていただきます。女性管理職の人数及び割合につきましては、消防職を含めた全職種ベースでの数値をお伝えしますと、令和 7 年度は全管理職 99 名のうち、女性管理職は 17 名、割合にしますと約 17.2%というふうになっております。ちなみにですが、令和 6 年度は全体、全 84 名のうち、女性管理職 9 名で約 10.7%、令和 5 年度は全 84 名のうち 7 名で約 8.3%【「約 18.3%」を「約 8.3%」に発言訂正】となっております。また、令和 3 年度以降の 5 年間では、女性管理職の割合は本年度が最も高いというような状況となっております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。私が調べたところによると、全国では女性管理職比率が 11.1%、2025 年にとどまり、大企業では 8.3%と依然低迷しています。一方、今ご答弁いただきましたが、取手市では 17.2%まで引き上げられました。この伸びは大変評価されるべきだと思います。その背景にはどのような成功要因があると分析されていらっしゃるのでしょうか。また、国や県と比べてどのような特徴があると捉えているか、お伺い

いたします。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 お答えをさせていただきます。女性管理職の登用を阻害している要因ということでよろしいでしょうか。——まず管理職への人材登用につきましては、性別に縛られず優秀な人材、また求められる人材を適宜、管理職に登用した結果、自然的に女性管理職の比率が高まっているということが、組織として理想の形であるというふうに考えております。副参事職以上を管理職とした場合には、当然に係長、課長補佐の役職段階を経ることとなりますが、係長への昇任に当たりましては、昇任昇格試験を自主的に受験しまして、これに合格することが原則となってまいります。しかしながら、性別による受験者数には大きな乖離が見られておりまして、過去5年間の受験者の総数につきましては、男性職 58 名に対しまして、女性職 11 名といった状況です。受験資格年齢が 30 歳以上ということでありますことから、女性職員にとりましては出産・育児の時期と重なり、また、その後もしくは子育てと仕事の両立の面でキャリアプランが描きづらく、また受験率の低下につながっているものというふうに考えております。女性管理職の登用における、これが最初のハードルというふうになっているというふうに認識しております。そういった中で、国のほうでは 30%を今目指してと——目標値と設定しておりまして、また取手市では 25%の今、目標値を定めております。そういった中で、まだその目標値に達していないということですが、そういったことを今後、そこについての対策を検討をしてみたいというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。今の御答弁の中にも多少あったんですけれども、阻害要因についてお伺いしたいんですけれども、茨城県内の多くの企業が家庭と仕事の両立がしづらいという課題があります。女性管理職登用を阻む要因について、市としてどのように分析されているか。また、女性職員のキャリア形成を支援する具体的な取組についてお伺いします。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 お答えをさせていただきます。女性職員の管理職登用を推進していく上では、例えば上司に自分の状況や、また意志を伝えられる環境、また上司や子どもを持つ先輩職員などに悩みを相談できる環境、こういった女性職員がキャリアプランを描きやすい職場環境の醸成が必要不可欠というふうに考えております。そのため、女性職員また男性職員にかかわらず、仕事と育児の両立への理解を深め、また仕事の在り方や仕事への向き合い方について考察していくためのライフプランセミナー、また、男性職員の育児休業取得の意識啓発を図ります研修を市民協働課とタイアップしながら実施しまして、キャリア支援を促す職場風土の形成に取り組んでいるところでございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。面談とか、そういうのをやったりはされるんでしょうか。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 お答えをさせていただきます。例えば出産を控える女性職員については、基本的にはあまり——今後の休暇の取得とかそういったものについての相談等が多く、どちらかと言うとそちらが中心となりまして、その先のキャリアプランという部分についての相談というのはあまり受け——あまりというか、ほとんどそういった相談を受けるケースがございません。そういった中で、なかなか直接人事課への相談というのが非常に——もしかすると難しいというか——なので、そういったものをカバーするために研修という形で、その意識づけ、またそういう考え方を女性職員また男性職員問わず、そういった考えを浸透させていくために、研修というものを実施しているところです。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 分かりました。ありがとうございます。国や県では公平な評価、柔軟な働き方の促進などが有効な施策とされております。市として、今後どのように女性登用を進めていくか、具体的に御説明をお願いいたします。同時に市が掲げる25%の目標達成に向けた見通しもお聞かせください。

○鈴木委員長 軽部次長。

○軽部総務部次長 お答えをさせていただきます。まず、女性管理職の割合を高めるためには、女性職員が自らの意志で管理職になりたいと思える環境整備——今申しましたように、こういった環境整備に加えて、男性・女性に関係なく部下を昇進させようとする意識、行動を育む環境整備、こちらの両面からの働きかけが必要であるというふうに考えております。係長試験の合格者をもっても、次年度の係長配置に不足が生じることが明らかな場合には、各所属長及び所属部長から、係長職として十分な能力、資質を持った職員を推薦してもらい、係長の昇任候補者としております。しかしながら、推薦制度の課題としまして、職員自身が推薦を拒むケースや、また育児、子育て期にある職員に配慮して、優秀な人材であっても所属長自身が推薦を断念するケース、こういったものも見られておりまして、結果、女性職の推薦者数が常に少ない状況というふうになっております。こうした課題を踏まえまして、次年度以降の人事管理方針として、若くして意欲を持った職員には昇任機会を与える、この試験制度をそのまま継続しつつ、女性職の昇任機会にブレーキを及ぼしかねないこの推薦制度を廃止しまして、女性職・男性職にかかわらず、優秀な人材を任命権者の目によって係長に登用していく人事管理方針を進めていく予定としております。なお、当方針につきましては、女性職員を無理に管理職に昇任させるということではなくて、職員に対するキャリア支援を図りつつ成長させるような立場や、また役割、こういったものに抜てきすることでさらなる昇任意欲をかき立て、そして、その結果として女性管理職比率の目標が達成されるという形を目指していくものです。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。今回の質疑を通じ、取手市においても女性職員の能力を十分に発揮できる環境整備が重要であることを理解しました。多様な視点を市政に反映させることは、市民サービスの向上につながります。今後も数値目標や人材育成策を明確に示しながら、女性管理職の登用が着実に進むようお願いしたいと思います。

続いての質疑に移ります。自治体DX推進についてです。取手市においては、誰一人取

り残されないD Xの実現を掲げ、市民サービスの向上と行政事務の効率化を進めています。特にスマートフォンを活用した市役所サービスやA I、生成A Iの実装に向けた取組は、市民の利便性向上と職員の業務負担軽減に大きく寄与するものと期待されています。そこで今日は、自治体D Xの進捗状況について質問いたします。まず、スマホ市役所です。現在どのぐらいの手続がスマホで可能なのか。利用件数とか市民からの反応とかはどうか。高齢者やデジタルに不慣れな人が取り残されないよう、どんな支援をしているのかなどをお伺いします。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 情報管理課、岩崎です。お答えいたします。まず、6月の定例会で補正予算を議決いただきまして、スマホ市役所に関しまして今進めているところでございます。本格稼働につきましては、来年の2月を予定して現在進めているところでございます。今の申請等、手続の数について御質問いただいたところなんですけれども、まだ対外的に正式稼働実施というものはしていない状況ですので、そのシステムといいますか、手続申請等の立ち上げに向けて今動いているところです。それに当たりまして先月、全庁的な調査をいたしまして、全部署のうちの約半数から、利用したい、または利用を検討しているというような回答をいただいておりますので、今月以降、当課職員が担当部署を設けましてヒアリングに入り、いろいろな手続等の実装に向けて動き出しているといった状況でございます。以上でございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。次に、A I、生成A Iの活用について、お伺いします。文書作成や問合せ対応、議事録作成など、幅広い分野で活用が期待されております。取手市における具体的な取組状況はどうでしょうか。また導入に当たって、セキュリティー確保、誤情報のリスクといった課題も想定されます。市としてどのように整理し対応を進めているのかお伺いします。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 お答えいたします。取手市といたしましては、A I、生成A Iの活用につきまして、まず音声認識システムの活用——A Iとしてですね、音声認識システムの活用。また生成A Iといたしましては、議会答弁書作成支援システムや議事録の作成、アイデア出しの活用、こういったものへの活用を図って業務効率化等を図っているところでございます。また、A I－OCRなどの活用を図りまして、業務効率化と市民の皆さんの利便性向上を進めているといった状況にあります。

セキュリティーに関しましては、特に生成A Iについては、利用説明会のときにも必ず生成された情報を、それが正しいではなく、きちっと確認をして使いこなすということを御説明させていただいておりますので、誤った情報をそのままとか、そういったことの活用はしないような形で周知をしているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。最後に今後の展望についてです。市民サービスの向上、職員の働き方改革、両方の視点から、取手市として今後どの分野に力を入れていくの

かお聞かせください。

○鈴木委員長 岩崎課長。

○岩崎情報管理課長 今回の御質疑の流れで、まず2つに分けて御答弁させていただければと思います。1つ目にスマホ市役所の活用につきましては、1つでも多くの手続を、市役所に来ることなく、御自宅でスマートフォンを活用して申請手続が完結できるような形にして利便性向上を図ってまいりたいと考えているところです。また、スマートフォンをお持ちでない方に関しましては、地区公民館でスマホと同等の——完全に同じ、一致する手続が完結するものばかりではないんですけれども、一定程度、この市役所に来ずとも身近な地区公民館に行ってそれらの手続等が完結できる、こういったところもカバー、フォローさせていただくというような形で進めておりますので、これらを進めていくというところがあります。一つ事例といたしまして、8月に環境対策課で児童のみなかみの探究ツアーがございました。こちらについてもリアルタイムで現地での情報や、例えば到着時間が遅れるとか、そういったものをスマホ市役所の機能を活用して保護者の皆さん、取手に残っている——現地にいる自分の子どもたちの様子がどうなっているのか、こういったものが今までできなかったことができるようになったり、今までその到着時間が遅れるといったアナウンスをメール等で個別にお送りしていたものが、一括で即時に共有できたりといった効果も見られているところでございます。こういった事例を踏まえながら、いろいろなものに活用を図っていききたいというもの、こちらがスマホ市役所の考え方でございます。

A Iに関しましては、まず先ほどの御質疑でもありましたけれども、カスハラ法が制定されまして、総務省でも地方公務員のハラスメント対策というものが示されております。カスハラ対策にそのシステムを活用して、相談する職員もまた相談者も、双方が心理的——安心安全な環境の中で相談業務が担えるようにということで、全庁にこういったシステムを用いたらいかかというような今ご案内をして、市民協働課のほうでは、まずトライアルをしようということで、今、年度内にはトライアルをしていく予定となっております。

そしてA Iに関しては、A G Iと、そしてその先、人工超知能と言われるA S Iの時代がもうやってくるというのは言われておりますので、今あるシステムの最新のものが、あしたは最新ではないという、本当に速いスピードで進んで——進化が遂げられていますので、一つ一つ経費のかかるものも多分にありますので、費用対効果を見ながら——とはいえ先を見据えつつ取り組んでいければなど。そして市民の皆さんの利便性の向上、私たちの業務効率や質の向上を図りたいと——図ってまいればなど考えているところでございます。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。どの分野に力を入れるというのではなく……

〔永井議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす〕

○岡口委員 (続) 様々な視点で推進を図っていただけるということ、よく分かりました。以上、自治体D Xについて伺いましたが、スマホ市役所やA Iの活用は、市民の生活を便利にし、行政の効率化を進める大きな可能性を秘めております。今後も市民目線に立った利便性の高いD Xを推進し、誰もが取り残されない持続可能なまちづくりを実現して

いただくことを要望いたします。ありがとうございました。

○鈴木委員長 岡口委員、よろしいですか、それで。

軽部次長。

○軽部総務部次長 答弁の訂正をお願いしたいと思います。先ほど岡口委員の女性管理職の現状の御質疑に対しまして、令和5年度の女性職員の割合を「約18.3%」というふうにお答えをしております。こちらにつきましては「8.3%」に訂正をお願いしたいと思います。よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 訂正を認めます。

最後に、長塚委員。

○長塚委員 長塚です。よろしくお願いいたします。私からは、投票所環境の整備と移動支援についてということで、まず一つ目、冷房がない投票所への対応について質疑いたします。まず確認なんです、現在、投票所内に冷房がない箇所は4か所であり、新田公会堂、中谷原田園都市センター、宮和田区民会館、神浦区民会館の4か所で合っているのでしょうか。お願いします。

○鈴木委員長 土谷書記長補佐。

○土谷選挙管理委員会書記長補佐 選挙管理委員会書記長補佐の土谷でございます。長塚委員の御質疑に御答弁いたします。今言われました4か所について、宮和田区民会館については、施設にはあるんですけれども、隣の部屋についているということで、投票所の部屋にはないんですけれども。そういった意味では、3か所と、宮和田については隣にはあるけれども直接その部屋にはついていないというような状況です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 その冷房がない投票所についての対応なんです、経口保水液、瞬間冷却パックと呼ばれる、たたいて冷える保冷剤を常備していて、要望があれば扇風機を設置すると伺っておりますが、その対応で合ってますでしょうか。

○鈴木委員長 土谷書記長補佐。

○土谷選挙管理委員会書記長補佐 3年前の令和4年の参議院選挙のときに、このときも7月10日が参議院選挙の投票日だったんですけれども、梅雨が明けて暑いことが予想されましたので、冷房がないところと壊れているところ7か所にスポットクーラーの用意をいたしまして、こちらで配置をした経過がございました。そのときに、事後のアンケート——主任者へのアンケートで、置くは置いたけども、そもそも排気熱が後ろから出て部屋としては温度が上がってしまったとか、作動音がうるさいとか、電気容量がそもそも不足してつけられなかった、部屋が狭くて置く場所がなかったみたいな意見が多数ございまして、次回も欲しいですかというようなことに対して、今回は要らないというような声も多数上がりまして、令和7年——今年の参議院選挙に関しては、スポットクーラーを用意すること自体を検討はしなかったということでございます。以上です。

長塚委員にご紹介いただきましたとおり、熱中症対策としては、保水液ですとか瞬間冷却剤とかタオルで冷やすようなものを熱中症対策として投票所にお渡しをしまして、使う機会があれば使ってくださいというようなことで、こちらで用意したものは御紹介いた

いたとおりでございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 実際3年前には、そういったスポットクーラーを取り入れて、様々な意見があったので、現在は保冷剤や保水液で対応しているということなんですけど、夏の暑さって年々暑くなっている中で、今回、何か対応というのは考えられなかったんでしょうか、ほかの対応。スポットクーラー以外のほかの対応というのはお考えにならなかったんでしょうか。

○鈴木委員長 土谷書記長補佐。

○土谷選挙管理委員会書記長補佐 多少繰り返しになってしまうんですけども、前回入れたもの、スポットクーラーが思いのほか不評だったもので、それ以上用意できるものとしてはちょっと考えるものがなかったもので、先ほど言われたような熱中症対策キットを用意するという以外には、各自でクーラーですとか、そういったものの使用は致し方ないのかなというところで、各自での対応ということにいたしました。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 暑い中、市民の方も投票所にいらっしゃって、1分、2分短い時間であろうが、すごい暑い中で投票所だったり作業される方、立会人の方もいらっしゃるので、なかなかそういったスポットクーラーとかが厳しいようであれば、場所を変えるとか、そういったことは検討には上がってないんでしょうか。

○鈴木委員長 吉田書記長。

○吉田選挙管理委員会書記長 お答えさせていただきたいと思います。今、小中学校の体育館に冷暖房を設置する工事を行っているというようなところもございます。現実にはクーラーがない投票所も3か所あるというようなことでございますので、この小中学校の体育館を有効活用しつつ投票所の再編というものも、将来的には必要じゃないかということで考えてございますので、その辺はそういったことも含めて検討させていただきたいと思います。投票所の環境整備のために、そういったこともちょっと検討させていただきたいと思います。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 万が一来年の夏、もし選挙となった場合でも、市民の皆さんだったり作業される方が少しでも快適な作業を行えるよう、早急な検討をお願いしたいと思います。

次に、期日前投票へのバス移動支援についてです。昨今、期日前投票の認知と利用が増加している中で、移動支援としてバスの往復運賃を支援する自治体が増えてきてます。高齢化の比率が高い本市において、市民サービスの向上に寄与するものと考えておりますが、御見解を伺います。

○鈴木委員長 土谷書記長補佐。

○土谷選挙管理委員会書記長補佐 委員の御質疑に御答弁いたします。高齢者の身体の不自由な方々から、投票所への移動手段といったニーズがあるということは承知しております。現在、こういった相談があった場合については、御家族や知人に頼っていらっしゃるというのが現状だと思います。全国的には、巡回バスやタクシーの無料券配付などを行っ

ている自治体もあるとは存じております。これらは主に過疎地ですとか、投票所の統廃合に伴ってそのような措置をされているというようなことが、こちらとしては認識しているところでございます。また一方、栃木市や佐野市のようなところでは、バスやワゴン車による移動支援を行っていたものの、利便性の課題、需要の少なさなどを理由に運行を取りやめた例もあるようでございます。都市部においては、障がい者等の外出支援事業の一環として投票所への移動支援を行っている自治体もあるようでございまして、移動の支援については、費用や公平性の問題等、投票の機会を確保するために重要な要素ではあるんですけれども、様々な課題を整理することが必要ですので、それらを踏まえて今後検討されていくというようなことを思っておるところでございます。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 バスの移動支援については、入場整理券の提示だったり、投票証明書で帰り提示することで、予算をかけずにすぐできる取組であると思います。今いろいろ自治体のお話されたんですけど、取手市は特に過疎地でもないですし、とはいっても高齢化率が高くて期日前投票を比較的推進している中で、ぜひ1回、パイロットを実施ですとか、そういったところも検討いただいて、市民サービスに寄与していただけたらなと思います。以上です。

〔「委員長」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ちょっと、発言を認めます。

○山野井議長 委員長、ありがとうございます。先ほどのスポットクーラーの対応の件なんですけど、グレードってどんなものを選ばれて設置されたんですか。

○鈴木委員長 土谷書記長補佐。

○土谷選挙管理委員会書記長補佐 今、議長から御質疑なのは3年前に置いたものということだと、キロワット数とかは今すぐ出ないんですけれども、床置きのものでちょっとした冷蔵庫2台分みたいなものですか、そこからパイプが出てるようなもので、電気で七、八百ワットは消費したと思うんですけれども、それで作動音がして、そこから口径20センチぐらいのホースの先から冷たい空気が出てくるようなものを、そのときは配置しました。

○鈴木委員長 議長。

○山野井議長 ただレンタルですよ、きつとね。グレードを上げると、その辺解決できないかなって思ったんですけど、その辺って調査ってされましたかね、その後。

○鈴木委員長 土谷書記長補佐。

○土谷選挙管理委員会書記長補佐 3年前のそれを結構、場所的にはちょっと大きいかなと思うのもあったんですけども、それを置いて不評だったもので、それ以上の調査はそのときからはしていないんですけれども、——そのときからはしていないです。

○鈴木委員長 議長。

○山野井議長 電化製品とかって結構、日々更新されて、どんどんいいもの出たりしてるんで、ちょっと一度調査して、もしかしたら音もそんなに出なくてしっかり冷えてというものが、要は開発されている可能性もあるので、ちょっと調査をお願いして、可能だったらそういう対応をしたらいかがかなと思いましたので、以上でございます。

○鈴木委員長 以上で通告された質疑が終わりました。

これで総務部、政策推進部、財政部等所管の付託議案外の質疑を終わります。

執行部入替えのため休憩いたします。

午前 10 時 41 分休憩

午前 10 時 46 分開議

○鈴木委員長 再開します。

続いて、議案第 41 号、取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例についてを議題といたします。議案第 41 号につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。議案第 41 号について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、議案第 41 号につきましては、提出者の説明を省略することに決定しました。

これから質疑を行います。質疑はありませんか。

本田委員。

○本田委員 本田です。よろしくお願いします。私からは 1 点だけ、ちょっと質疑させていただきたいと思います。昨日の会議で、この条例改正は文科省のガイドラインが改正されて、学校で調査を行えるということが明記されたということで改正するということなんですけども、この条例の文を見ますと、末尾の文が「させることができる」とか「何々することができる」というふうに書いてあるんですけども、「何々することができる」ということは、しなくてもいいということになると思うんですね。ここがちょっと緩くならないかなという心配があります。この辺りの経緯というか、何ていうのか——どういった意味合いでこういうふうにしたのか、これちょっとお伺いします。

○鈴木委員長 唐口補佐。

○唐口教育総合支援センター課長補佐 教育総合支援センター、唐口です。ただいまの質疑にお答えいたします。個別の事案によって、不登校事案であっても学校主体調査ができるのか、それとも第三者委員の調査が適しているのかというものを検討した上でということもございますし、あと保護者の御意向もございます。その上で取手市いじめ問題専門委員会のほうに協議をさせていただいて、どちらが主体がいいかの助言を受けた上で、市が——どちらが主体で調査をすべきかということを決断するために、「できる」とか「させる」とかという形の文言で使っております。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 どうしても、この末尾の文って——例えば法でもそうですし、このガイドラインを確認させていただきましたけども、末尾の文って、しっかりと定義づけられてるんですね。これこれこれというのは——こういう場合は断定するとかというふうに。やっぱりその辺が曖昧にならないように、しっかり運用していただきたいなと思っております。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 質疑なしと認めます。以上で議案第 41 号の質疑を打ち切ります。

続いて、議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管を議題といたします。本件につきましては、8 月 28 日にオンラインにより詳細な説明が行われております。

お諮りします。ただいま議題となっている事件について、提出者の説明を省略することに賛成の委員は挙手を願います。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 賛成多数です。よって、本件につきましては、提出者の説明を省略することに決定いたしました。

これから質疑通告順に質疑を行います。質疑通告は、小堤委員、落合委員、2 名から通告がありました。それでは、通告順に従い質疑を行います。

初めに、小堤委員。

○小堤委員 よろしくお願ひいたします。まず私は、給食施設整備に要する経費についてということで、161 万 5,000 円が計上されておりますが、これオンライン説明によりますと、給食施設の夏季点検において、取手小学校と取手東小学校と戸頭小学校ということなんですが、この各校の修繕しなくてはいけない状況というのは、どういうことでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 小堤委員の御質疑にお答えいたします。今お話があったとおり、夏季点検において、この備品類の修繕箇所の報告がありました。そういったところで今回、食器洗浄機であったり回転釜等々、備品類の小修繕というところではあるんですけども、今後、良好な適切な調理をしていくというところで、早い段階での確実な修繕をしていくというところでございます。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。これ夏季点検とありますけど、そうすると冬季点検というものもあるんですか。年に何回あるんでしょうか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 年 2 回【「年 2 回」を「年 1 回」に発言訂正】実施しております。

○鈴木委員長 2 回ですか。

○松崎教育次長 はい、年 2 回【「年 2 回」を「年 1 回」に発言訂正】。

○鈴木委員長 2 回実施してるということで。

小堤委員。

○小堤委員 それは冬季ですか、もう 1 つは。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 そのとおりです。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。それでは、その修繕しなければならなくなったという原因に

ついてお伺いします。

○鈴木委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課の横島です。小堤委員の御質疑にお答えいたします。修繕の主なものは、経年劣化によるものです。日頃の清掃やメンテナンスをしっかりと長く大切に使用してきても、経年劣化が進んだ機器は、修理用部品の調達そのものが困難になってくる 경우가多くあります。現場からの状況報告や点検結果を反映させた備品一覧を参照しながら、今後も早め早めの修繕や更新対応を行ってまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。経年劣化は仕方がないことだと思うんですけども、これ最後に聞きますけれども、給食の異物の混入というのが、後を絶たないと言っているのかもしれないですけど、結構あるわけですけども、これらと給食施設の備品の修繕というところを鑑みて、何かコメントください。

○鈴木委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課、横島です。小堤委員の御質疑にお答えいたします。経年劣化により給食調理機器が破損した場合などは、異物混入に直結することが想定されます。適切な時期の更新が望ましいと考えますので、先ほどお答えしたような、早め早めの対応ができるよう努めてまいりたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 まさしくそのように思いますけれども、その早め早めの対応を定期点検だけではなく、やはり給食施設の従事職員の方たちのそういう目ですか、一人一人の異物混入とか、そういうことにならないような部品の破片等の発見とかを早期にできるような意識を持たせていただきたいと思います。この質疑は以上です。

次に、公民館施設整備に要する経費ということで、463 万 1,000 円が計上されていますが、これもオンライン説明によりますと、電気工作物の定期点検において発見されたということで、永山公民館と戸頭公民館の気中負荷開閉器及び高圧引込みケーブルというところの不具合ですけども、この仕組みと公民館との関係について、ちょっと教えてください。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 生涯学習課、大久保です。小堤委員の御質疑に答弁いたします。戸頭公民館及び永山公民館の気中負荷開閉器及び高圧引込みケーブルにつきましては、それぞれ設置後 20 年以上が経過しております。今年 7 月に実施した自家用電気工作物定期点検において、電気管理技術者から、劣化が著しいため至急修理するよう報告があったことから今回補正予算を計上したものでございます。戸頭公民館と永山公民館は、一般家庭で使う低圧電力と違い、6,600 ボルトの高圧電力を受電しており、それをキュービクルという変電設備で 100 ボルトや 200 ボルトに変圧し施設へ供給、使用しております。

まず気中開閉器についてでございますが、通称 P A S（パス）（ポールエアスイッチ）と言われており、電力会社と利用者の責任分界点に設置される保護装置でございます。こ

れは事故などで流れる予定でないところへ多大な電流が流れたときに稼働し、電力会社の配電線を伝わって民家や商業施設等の近隣施設へ波及することを遮断する装置でございます。

次に、高圧引込みケーブルについてでございますが、これは電力会社との責任分界点からキュービクルまでを接続し、高圧電気を供給するために設置された電線になります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。高圧の電流が付近の家に流れないようにということでの措置をする開閉器かと思えますけども、落雷とかでよく近所の家に過電流が流れて電化製品が壊れる、そういうような感じかなというふうに思いました。永山公民館と戸頭公民館もかなり古い、もう40年以上たつてと思うんですけど、ほかの公民館も同じようにどんどんどん古くなってって、こういうことが起こるのかなというふうに思います。

では、この修繕の内容というのは、どういうふうにやるんでしょうか。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 御質疑に答弁いたします。修繕の内容につきましては、戸頭公民館と永山公民館、それぞれの敷地内の電柱に設置してある高圧受電設備の一部である気中負荷開閉器及び、気中負荷開閉器からキュービクルまで接続する高圧引込みケーブルの交換になります。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 交換するということですけども、それでは工期——工事の期間はどのぐらいで、いつからなんですか。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 御質疑に答弁いたします。当該設備の修繕に当たっては、施設の電気を止めて作業を行うことになります。戸頭公民館につきましては、戸頭図書館・戸頭窓口コーナー・戸頭子育て支援センターとの日程調整が必要となることや、部品調達に時間がかかるおそれがありますので、工期は3月下旬まで設定する予定でおりますが、できる限り早期に完了できるよう努めてまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 永山公民館は。

○大久保生涯学習課長補佐 永山公民館も同じように3月下旬までの工期を考えております。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 分かりました。何かあってからでは遅いので、できるだけこれ早くやらないと周り——付近住民の一般の家庭にも影響があるかと思えますので、どうぞよろしくお願いいたします。以上で私の質疑を終わります。

○鈴木委員長 続いて、落合委員。

○落合委員 よろしく申し上げます。まず初めに、これから事業を進めていく上で詳細は

これからなんでしょうけれども、教職員、先生方への指導ですとか研修体制なんかはどのように現在お考えか、お聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 保健給食課、松崎です。落合委員の御質疑にお答えさせていただきます。フッ化物洗口に関する教職員への指導・研修ということで、11月頃に行う予定で検討しているところでございます。指導・研修に当たりましては、市歯科医師会であったり、県教育庁の保健体育課から指導助言を仰ぎまして、各学校の学校歯科医など歯科専門家によるフッ化物洗口の効果であったり、フッ化物洗口のやり方、緊急の場合の対応などに御指導いただけるよう調整してまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。次に、これ本当大変いい事業だと思ってるんですが、会計年度職員さんを入れて事業を進めていくんですけれども、現在の先生方への負担増にはならないか、ちょっと心配してるんですが、その辺の状況はどのようにお考えか、お聞かせいただければと思います。

○鈴木委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課、横島です。落合委員の御質疑にお答えさせていただきます。本事業につきましては、教職員の負担を増やさないために、国県の補助を活用し、フッ化物洗口に関する業務のサポートを行う教員業務支援員を配置する予定であります。教員業務支援員は各校1人、合計2人で、週5日間、約20時間程度の勤務形態になります。支援員はフッ化物洗口に関する業務を中心として行う予定ですが、フッ化物洗口の準備や片づけ以外の時間については、配慮が必要な児童の見守りや授業で使用する資料のコピーや掲示など、ふだん人手不足で困っている学校の業務をサポートしてもらい、教職員が負担と感じている業務を軽減する役割を担っていただく予定となっております。以上です。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 昨日も御説明いただいて、これ、すばらしい事業なんですけれども、本当に学校は、子どもたちのために、ほかにもいろんなことを子どもたちにいろいろと指導していかなければいけないことたくさんあると思うんですけれども、県では虫歯の割合が全国平均よりもちょっと上だってことなんですけれども、取手市の状況ってどういう状況なんでしょう。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。令和6年度の茨城県のよい歯の学校表彰調査というものがございまして、そのときに、こちら12歳児の虫歯の数というDMF歯数というものなんですけれども、そういったものでは県の平均が0.73という数値なんですけれども、取手市としては0.59ということで、数値としては低いんですけれども、事業としては、これを限りなく低くしていくというところで進めていきたいと考えているところでございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 取手市では現在も、つまり子どもたちの健康のために様々な口腔ケアの指導はしていると思うんですが、その成果は出ているけれども、さらにこういった事業を行うというようなことなんですね。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 歯の口腔の健康というのは、将来を見据えて大変大切なことであるということから実施していく、そういった趣旨でございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。次に、市歯科医師会との連携ということで、昨日も久保田議員がお聞きしてました。やっぱりこれ、まずは議決後に——決まった後に医師会ですとか歯科医師の先生方のほうに、この事業の御協力、御指導を仰ぐということなんですが、事前には、こういった事業をするということで御相談はしていないんですか。

○鈴木委員長 松崎次長。

○松崎教育次長 お答えさせていただきます。市歯科医師会の会長には、こういった市のほうの事業を進めていくということで、今回予算のほうの計上をさせていただく前に、こういった考えを持っているということで、一度ご相談させていただいております。で、こういったものが進んでいったときには、引き続き御協力をお願いしたいということでお話ししている、そういった状況でございます。

○鈴木委員長 落合委員。

○落合委員 分かりました。円滑に今後事業が進めるように、よろしくお願ひしたいと思います。

最後に緊急時の対応ということで、昨日も、よほどのことがない限り大事には至らないという御説明ありましたが、現段階で緊急時の対応を何かお考えでしたら、最後お聞きしたいと思います。

○鈴木委員長 横島補佐。

○横島保健給食課長補佐 保健給食課、横島です。落合委員の御質疑にお答えさせていただきます。フッ化物につきましては、世界保健機関や厚生労働省をはじめ様々な関係機関により、科学的に安全性、有効性が十分確立されており、正しい使用方法で適切に行われる限り、安全性に対する心配はないとされております。フッ化物洗口を行うと少量の洗口液が口の中に残りますが、この量は洗口液の10%から15%で、お茶1杯に含まれるフッ素と同量の量でありまして、極めて微量ということで、大量に飲まない限り中毒症になることはないと言われております。もし誤って大量に飲んでしまったり、具合が悪くなる児童がいた場合には、すぐに医療機関を受診、または緊急搬送等の対応ができるよう、学校と調整を行う予定でおります。以上です。

○鈴木委員長 落合委員、よろしいですか。

以上で、通告された質疑が終わりました。

ここで確認します。ただいまの通告委員の質疑応答の経過から、質疑のある委員はおりますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。これで議案第 43 号……。

松崎次長。

○松崎教育次長 すみません、発言の訂正をお願いいたします。先ほど小堤委員からの点検の回数のところでお話があったんですけれども、市の職員での冬の時期の点検というのは実施——必要に応じて実施しているんですけども、業者さん、そういった専門家の点検ということに関しましては、年 1 回でございますので、ちょっとそこのほうの発言が誤りがありますので訂正をお願いいたします。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 業者は年 1 回ということですが、できれば 2 回 3 回、お金の関係もあるんでしょうけども、やったほうが私は今後、続いている異物混入の件から鑑みると、そのほうがいいのかなというふうに思いますので、枠配分の中でも優先してやっていただきたいと思います。以上です。

○鈴木委員長 委員長は訂正を認めます。

これで議案第 43 号、令和 7 年度取手市一般会計補正予算（第 4 号）の所管事項のうち、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の質疑を打ち切ります。

続いて、教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を行います。付託議案外の質疑も同様に質疑は一問一答とし、質疑のみで 5 分とされています。質疑は通告順に行います。質疑通告は、本田委員、岡口委員、小堤委員、長塚委員の 4 名から通告がありました。

最初に、本田委員。

○本田委員 本田です。よろしくお願いします。私からは、様々な国のルーツのある児童生徒への配慮ということで、7 月の参院選以降、外国人に対する様々な風潮というんですかね、そういったことが出てきていると感じております。8 月の末に毎日新聞で、夏休み明け、この様々な国のルーツのある子どもたちにちょっと懸念があるというようなことが記事で出ておりました。当市においても様々な国のルーツのある児童生徒というのはたくさんいらっしゃると思います。また、日本語に慣れていない児童生徒もいると認識しております。文化の違い、言語の違いなどへの配慮、これはどのようにされているのかお伺いします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山でございます。本田委員の質疑に答弁させていただきます。一人一人の児童生徒の状況によって異なりますが、様々な国のルーツを持つ児童生徒が抱えている困難さで最も多いのは、やはり、言葉に関することだと捉えております。指導課では、日本語指導を必要とする帰国及び外国人児童生徒への日本語指導及び教科の学習支援を行う日本語指導員を、申請のあった学校に配置してございます。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 ありがとうございます。よもすると、これ、差別とかいじめにつながるようなことを、これ本当にからかいとから始まるようなことが起きてしまわないように努めていただきたいと思いますと思うんですけども、この子どもたちに対して、この理解を深める取組、

それから指導、こういったものはどのように行っているのか、お伺いいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。本田委員、これ確認させていただいてもよろしいですか。子どもたちというのは、ほかの子どもたちということでもよろしいですか、

○本田委員 そうですね、全体的な。

○丸山指導課長 全体的な。——お答えさせていただきます。学校では、児童生徒は多様性の理解と尊重ということを学校で学んでいます。特に多様性とは、性別・国籍・年齢・障がいの有無など様々な側面を含むものであり、子どもたちが互いの違いを理解し尊重し合う姿勢を育むことが、共生社会の基盤となると捉えています。本市におきましては学校教育の中で、道徳や総合的な学習の時間などを活用しながら、SDGs（エスディージーズ）の理念を踏まえた多様性理解の教育を推進しており、今後も引き続き子どもたちが多様な価値観に触れ、寛容さと共感力を育むことができるよう、学校と連携して取り組んでまいります。以上です。

○鈴木委員長 本田委員。

○本田委員 どういった場合でもそうだと思うんですけども、やっぱり子どもたちって、特に悪気があって何かを発言したりとか言動するってことじゃなくて、何気なくそういった言葉を使用しても、場合によっては相手を傷つけてしまうというようなケースというものもあると思います。この様々なケースにおいて、やっぱり差別やいじめにつながらないように子どもたちの配慮、ちょっとしっかりお願いしたいなと思っております。以上でございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。

続いて、岡口委員。

○岡口委員 岡口です。よろしくお願いいたします。まず最初に、「夏休みは公民館で過ごそう！～公民館子どもの居場所づくり事業～」に関してお伺いさせていただきます。本事業は今回初めて公民館において、子どもたちが自習できる体制を整えて実施されました。子どもの健やかな育成と地域における見守り、支援体制の構築という観点からも非常に意義深い取組であると認識しております。本事業の全体的な概要と実施体制についてお伺いします。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 生涯学習課、大久保です。岡口委員の御質疑に答弁いたします。公民館では今年度の夏休み期間中に新たな取組として「～公民館子どもの居場所づくり事業～」を実施しました。子どもたちが安心して過ごせる場所を提供すること、また子どもたちが参加できるイベントの実施により、子どもたちの公民館の利用促進を図りました。事業としては大きく4つの内容を行っております。1つ目に、藤代公民館・小文間公民館・永山公民館・寺原公民館の4館の会議室や図書室を、小・中・高校生に向けた自習室として開放しました。2つ目に、5つの公民館で10の子ども向け講座を開催しました。講座につきましては、今年度は新たに共催事業として、取手市食生活改善推進協議会や庁内の他部署と連携し親子料理教室を実施するなど、前年度より講座の種類や回数を拡充し

ました。3つ目に、小学生が公民館に集まって、みんなで書道・絵画・工作といった夏休みの宿題をする「宿題をやろう！」の事業を藤代公民館で開きました。この事業の実施に当たっては、藤代中・藤代南中学校の生徒が、集まった小学生への宿題のアドバイスをしてくれました。4つ目に、高須公民館と久賀公民館で恒例の夏まつりイベントを行いました。この夏まつりでは新しい取組として、藤代中・藤代南中学校の生徒がボランティアとして運営側に参加してくれました。内容としては以上になります。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。様々な取組がされていたことを理解しました。次に、参加状況と利用者からの反応、保護者や子どもたちからの具体的な声などもありましたら、よろしくお願いいたします。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 御質疑に答弁いたします。事業の参加状況でございますが、まず、自習室の利用につきましては、7月26日から8月30日の期間、4公民館で延べ146名が自習スペースを利用しました。

子ども向け体験講座につきましては、10講座開催し、延べ113名の児童が参加しました。体験講座の参加者からは、「みんなと講座ができて楽しかった」「楽しい思い出ができた」などの参加児童の声や、「子どもが集中して取り組むことができた」といった保護者の声が寄せられました。

「宿題をやろう！」につきましては、書道、絵画、工作の3教室で15名の児童の参加がありました。また、小学生のサポートで、中学生が参加してくれました。中学生からは、「小学生と交流し仲よくなれた」というような声がありました。

夏まつりにつきましては、高須・久賀公民館で開催し、合わせて約900名の方々に来場いただきました。様々な年代の方の参加があり、小中学生の子どもたちも、参加者としてだけでなく、出し物の出演者など運営する側としても関係いたしました。高須公民館の夏まつりにつきましては、藤代南中学校の生徒が企画から参画し、お祭りの運営を担いました。また、久賀公民館の祭りでも、藤代中学校の生徒が各ブースのお手伝いをし、それぞれボランティアを通して地域の一員としてのよい経験を積んでいました。中学生からは、「地域活動に協力できてうれしかった」というような声が寄せられております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。この4つの取組の中で多くの子どもたちが参加をしていたということで、改めてその人数を聞いて驚きました。藤代公民館とかにちょこっと顔を出したときに、自習室に誰もいなかったのも、あれっ、これ本当に使われているのかななんて思ったんですけれども、意外に多く利用され、そしてまた、子どもたちの生の声がすごくよかったと思います。中学生が小学生の面倒見るなんていうのも、すごく、今はなかなか縦のつながりというのがない中で、こういった地域の中でそういったつながりができるというのはすごくいい取組だったと思います。それに関連してなんですけれども、今後、そちらの取組をどのようにしていくのか、また今まで見えてきたこと、課題とか改善点とか、それについてお伺いしたいと思います。お願いします。

○鈴木委員長 大久保補佐。

○大久保生涯学習課長補佐 御質疑に答弁いたします。課題としましては、今年度初めて実施した事業のため、まだ認知度が低く、子どもたちや保護者に十分に知られていない点があると考えております。夏休み前に広報とりでやホームページ、また学校保護者向けアプリで周知いたしましたが、来年度以降も実施をする場合には、様々な形で広報し、認知度の向上を図っていきたいと考えております。また、子どもたちや保護者のニーズ把握についても重要と考えておりますので、それらを調査研究し、魅力あるプログラムを提供するとともに、参加しやすい曜日・時間帯といった事業設計に努めてまいりたいと考えております。

次に、今後の見通しでございますが、「～公民館子どもの居場所づくり事業～」につきましては、子どもたちの安心な居場所の確保に加え、子どもたちの公民館利用促進に有効な事業と考えております。今回、事業を通して課題が見えてきましたので、それらの改善を図りながら、子どもたちの公民館イベントへの参加促進と、公民館利用の定着を図れるよう、来年度の事業継続を検討していきたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。課題は認知度を上げるというふうなことになるかと思っておりますので、どんどんアピールして、子どもたちがより多く公民館等で過ごせるようにしていただければなと思っております。子どもの居場所づくりは家庭、学校、地域が連携して子どもを育むための重要な基盤であると考えております。今後もよりよい形での展開を期待し、質疑を終わりにさせていただきます。ありがとうございます。

続いての質疑に移らせていただきます。続いては、教職員の信頼確保の取組と安全安心な環境づくりについてです。現在、教職員が児童生徒の着替えなどの様子などを撮影し、その画像をインターネットにおいて共有するという、信じられないような事案が発生して全国的に問題となっております。そこで、これまで本市の小中学校において同様な事案が発生したことがあるか、また、そのような相談を受けたことがあるか、お伺いします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。岡口委員の御質疑に答弁させていただきます。本市におきましてはこれまでのところ、そういった事案の発生、また相談等も一切ございません。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 市民の方から実は、「最近教職員による盗撮とかのニュース多いよね、取手市どうなの」というふうな、心配する声も聞いていましたので、安心しました。では、更衣室やトイレ等に不審物、例えばカメラなどが設置されていないかなど、どのように対策しておられるでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。答弁させていただきます。県教育委員会からの指導もありまして、この事案が発生した後すぐに各学校に対して、教室・トイレなど学校の施設にカメラなどの不審物がないかどうか、これらを直ちに点検し教育委員会に報告するよ

う指示を出しました。そうしたところ、全ての学校において特に不審なものは発見できなかったという報告を受けております。また、学校では日常的な施設の点検に加え、毎月、全学校で全教職員による学校施設の安全点検というものを実施しております。この安全点検のチェック項目に、こういったカメラ等の不審物はないかという項目を新たに追加し、点検を実施しているところでございます。学校によっては、第三者として学校運営協議会の委員さんがこの安全点検に加わり、教職員と一緒に点検している事例もございます。以上でございます。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。学校施設の安全点検、やっているのはもちろん私も知っていたんですけども、それに新たに「不審物はないか」というふうな項目を設けたということで、とてもよかったと思います。では、不審物の発見に関する課題につきまして、どのように考えていらっしゃるのでしょうか。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。答弁させていただきます。不審物の発見に関する課題としましては、とにかくまずは複数の目で確認するということが重要だと考えております。また日頃より余計なものは置かないなど、整理整頓が行き届いた学校環境をつくり、不審物があつた場合に、その違和感に教職員が気づきやすいようにする。こういったことが大切だと考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。整理整頓というのもすごく大事なことだと思います。次に、このような事案が発生しないように、教職員の啓発、指導体制など、防止のための取組状況についてお尋ねします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。答弁させていただきます。本事案発生後、教育委員会より各学校に対しまして、改めて、盗撮行為などそれらが疑われる行為について、絶対にはいよう指導いたしました。その後、教育委員会と校長会でこの防止策について検討を重ねまして、教育委員会より各学校に対して、「教職員の写真・動画撮影等に関する指導の徹底について」という通知を出し、指導の徹底を図ったところです。主なこの内容としましては、教職員が児童生徒を撮影する場合には、学校の備品のカメラなどを使用し、個人所有の携帯電話やカメラは一切使用しないということ。また、学校備品で撮影した画像データは、学校内の決められたフォルダの中に保存し、学校外に持ち出すことはしないというものを徹底したものです。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。教育委員会と校長会で防止策について検討を重ね、また通知を出すなど、指導の徹底を図られていることに深く感謝申し上げます。

〔永井議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす〕

○岡口委員 最後に、今後の防止のための取組についての教育委員会の考えをお伺いいたします。

○鈴木委員長 丸山課長。

○丸山指導課長 指導課、丸山です。答弁させていただきます。このような事案につきましては、保護者の方々の中にも大変不安に思われてる方がいらっしゃると思います。そのため、各学校で指導した内容を保護者の皆様にもお手紙——恐らくホーム・アンド・スクールになるかと思いますが、こういったものでお知らせし、取手市の教職員は絶対にこういった不適切な児童生徒の写真撮影や不適切な写真使用はしないという決意を示すことで、児童生徒や保護者の皆様に少しでも安心していただきたいと考えているところです。また、これまでも実施しておりますが、各学校においては計画的に研修を行い、絶対に不祥事を起こさないようにしてまいります。さらにこのような盗撮行為は、一人の人間として絶対に行ってはいけない行為であり、まして子どもたちに大きな影響を与える教職員がこういったことを行うことは絶対にあってはならないと考えております。教育委員会としましては、今後も児童生徒の安全安心な環境づくりに取り組むとともに、教職員自身がやりがいや達成感を持って充実した教育活動を行えるよう、教職員のよりよい職場環境づくりにも取り組んでまいりたいと考えております。以上です。

○鈴木委員長 岡口委員。

○岡口委員 ありがとうございます。今回、学校施設内での盗撮防止対策などについて質疑させていただきました。近年、全国的に学校での盗撮事件が報道され、子どもたちの安全安心を守る観点からも早急な対策が求められています。御答弁をいただきまして、校舎やトイレなどの施設の点検をしっかりと行っていること、教職員への啓発、指導の在り方や研修を通じて、未然防止を図っておられることなどを伺うことができました。子どもたちが安心して学校生活を送れるよう、今後も引き続き取組の徹底をお願い申し上げ、この質疑を終わらせていただきます。ありがとうございます。

○鈴木委員長 続いて、小堤委員。

○小堤委員 よろしく願いいたします。私2つありますけど、1つ目は、ドクターヘリについてということで、これ以前、民放で「コードブルー」というドラマが1・2とあったかと思うんですけども、ちょっと調べてみましたら、やはり病院の中で患者とか来診者の体調が急変したときに、隠語として「コードブルー」と。私もJAに行ってたときに、「コードブルー、コードブルー」というふうに放送があったというところを思い出しました。そしてまた私ごとなんですけど、父が20年ぐらい前ですか、ドクターヘリにお世話になったことがあります。JAとりでからメディカル病院に行ったんですけども、当時、戸頭消防署の救急隊が扱ったドクターヘリ、初めてだったということが今思い出したけど——そういうのがありました。では、このドクターヘリについて、対象となる救急事案というのはどういうことか、教えていただきたいと思います。

○鈴木委員長 新倉課長。

○新倉消防本部警防課長 消防本部警防課の新倉です。よろしく願いいたします。小堤委員の質疑に答弁させていただきます。「ドクターヘリは、救急現場における傷病者の状況がドクターヘリ出動要請基準に適合するもので、消防機関から出動要請があったときに運航するもの」と定められております。出動基準としましては4点の基準がございます。

1つ目、生命の危険が切迫しているか、その可能性があるとき。2つ目、重症患者であって搬送に長時間を要することが予想されるとき。3つ目、重症熱傷や多発外傷、四肢切断などで搬送時間の短縮を特に図るとき。4つ目、救急現場で緊急処置に医師を必要とするとき。以上の救急事案で要請できるものとなっております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。そういった範囲の中でということになるかと思うんですが、このドクターヘリ、取手にも来るわけですけども、どこから飛来するのか教えてください。

○鈴木委員長 竹村補佐。

○竹村消防本部警防課長補佐 消防本部警防課の竹村です。小堤委員の御質疑にお答えいたします。従来、当市においてドクターヘリを要請した場合は、出動要請順位の最上位は茨城県ドクターヘリが水戸医療センターもしくは水戸済生会病院から飛来しておりましたが、当市は千葉県境に位置していることから、平成25年9月27日付、ドクターヘリの共同利用に係る協定書実施細目の一部改正により、千葉北総病院のドクターヘリ共同利用に関する要請消防本部が拡大され、当市の出動要請順位の最上位が日本医科大学千葉北総病院ドクターヘリとなりました。また、千葉北総病院のドクターヘリが飛行不能となった場合については、茨城県ドクターヘリが要請されることとなっております。以上です。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。取手市、位置からいって千葉北総病院のほうが近いということなんでしょうけれども。それでは、飛来して着陸できる箇所というのは何か所ぐらいあって、そして、どのぐらいの件数があるのか教えてください。

○鈴木委員長 竹村補佐。

○竹村消防本部警防課長補佐 お答えします。ドクターヘリが離着陸できるランデブーポイントですが、取手市内では学校や公園、河川敷など、13か所が指定されております。また、飛来の件数ですが、令和6年は45件、令和7年は8月末までで22件飛来しており、重症以上の方については、令和6年が19人、令和7年は15人搬送されております。しかしながら、ドクターヘリを要請した全ての事案についてヘリコプターで病院搬送されるとは限らず、フライトドクターの判断で救急車による陸送搬送も行われております。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。結構な件数があるんだなと思いまして、うちの近くですと、ゆめみ野公園、あそこがそうなのかなと。私も1回か2回、現場を見た——通りかかったことがあるんですけども、そういうところかなと思います。ヘリだけじゃなくて、ドクターカーですか、そっちに変わるというのは、やはりヘリコプターの中で心肺蘇生はできない、着座してるからできないということもあるのかなというふうに思いました。それでは、ドクターヘリが飛来することに伴う周りの安全管理、これはどのようになってるのでしょうか。

○鈴木委員長 竹村補佐。

○竹村消防本部警防課長補佐 お答えさせていただきます。ドクターヘリを要請すると同時に消防隊がランデブーポイントへ出動し、現場の安全管理や市民への広報活動を行います。もしも安全が確保できていない場合は、無線交信にて状況を説明し、ヘリコプターは上空で待機します。現場の安全が確認できた後、ヘリコプターは着陸いたします。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。やはりゆめみ野公園とかもいろいろなサークル・団体とかで使用しているので、そのとき飛来したら、その人たちに避けてもらうということなのかなと思いますし、あと看板でもあったほうが——「ここはヘリが飛来する」というふうに看板でもあったほうがいいのかと思うんですけども、その看板が長年腐食したりして傾いたり何だりしていると、ヘリコプターの回転翼でそれが飛んでいったり何だりすると、また2次的災害もあるから、それはなかなか難しいのかなというふうに思いました。ありがとうございます。

それでは、次に行きます。次、マイナンバーカードを活用した救急活動（マイナ救急）についてです。先日、取手市のホームページの防災のところをちらちら見てたら、このマイナ救急というのが出てきて、それで「ああ何かこういうことが新しく始まるのかな」というふうに思いました。それから家族が、テレビでもコマーシャルやってるよみたいなこと言ってたんですが、このマイナ救急について教えてください。

○鈴木委員長 新倉課長。

○新倉消防本部警防課長 御答弁させていただきます。救急現場に駆けつけた救急隊員は、搬送される御本人の名前や生年月日等、基本的な情報のほか、かかりつけの病院や既往歴、これまで服用している薬など、様々な情報の聞き取りを行っております。これらの情報は、搬送する病院の決定や救急車内での処置、病院到着後に治療を始めるためのスムーズな準備などに役立てられており、御本人の命を守るために欠かせない情報となっております。また、病気やけがで意識を失っている場合や、動揺している家族から正確な情報を得ることが難しい場合があります。そこで、マイナ救急では、救急隊員が御本人のマイナ保険証を活用し、傷病者の過去に受診した病院や、処方されたお薬などの医療情報を閲覧し、御本人や付き添われる御家族の負担を軽減するとともに、傷病者がより適切な処置を受ける医療機関を選定するために活用するものであります。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。確かに私もマイナンバーカードを持ってまして、それで保険証代わりに病院に行ったときの履歴とか入るわけですし、薬局で薬をもらうときの情報もそういうふうにひもづけられるってことで、これは非常にいいことなのかなというふうに私は思います。では、このマイナ救急ですか、これが来年から始まるんだと思うんですけども、その至った経緯というのはどういうことがあるんでしょうか。

○鈴木委員長 竹村補佐。

○竹村消防本部警防課長補佐 お答えさせていただきます。総務省消防庁では、令和4年度に全国で6消防本部、30隊、令和6年度には67消防本部、660隊がマイナ救急の実証

事業を行い、実証の結果を踏まえて有効であったことから、運用方法の改善や救急隊専用のシステム構築に取り組み、令和7年10月1日から全国720全ての消防本部、ほぼ全ての救急隊で実証事業を開始するものであります。実証事業を踏まえて、令和8年度からの本格運用を目指しているところでございます。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。令和4年度からですか、やってるということですが、けれども……

〔永井議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす〕

○小堤委員 (続) それでは、そのマイナンバーカードを活用するときの救急隊員の対応というのはどのようなもののでしょうか。

○鈴木委員長 竹村補佐。

○竹村消防本部警防課長補佐 お答えさせていただきます。マイナ救急の実施に当たっては、救急隊員が傷病者の顔とマイナンバーカードの写真を確認させていただき、医療情報を閲覧してよいかを、まずお聞きします。傷病者の同意を得た上で実施をすることとなっております。また、生命・身体の保護のため必要な場合にあっては、傷病者が意識不明等のため同意を得られないこともあります。そういった場合に限り、同意なしで医療情報を閲覧することもあります。救急隊は、マイナ保険証をカードリーダーで読み取り、タブレット端末を使用して医療情報を閲覧するようになります。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。では、マイナ救急の今後運用されるということですが、この期待できる効果についてお願いします。

○鈴木委員長 竹村補佐。

○竹村消防本部警防課長補佐 お答えさせていただきます。マイナ救急の効果については、傷病者ご本人の正確な医療情報を少ない負担で救急隊員へ伝えることができることで、必要な応急処置を受けながら、傷病者にとって適切な医療機関へ搬送することができます。そして医療機関到着後、より早い治療を開始することが可能となります。しかしながら、令和6年度実証事業の実施期間中の救急搬送件数のうち、マイナンバーカードの不所持、もしくは所持をしているが保険証とのひもづけがなされていないことによる未実施件数が約90%との報告があります。マイナ保険証がなければマイナ救急は実施できないもので、もしものときに備えてマイナンバーカードを保険証として利用登録していただき、ふだんから持ち歩いていただくようお願いいたします。以上となります。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 ありがとうございます。やはりそういうふうなマイナ救急というのを活用すれば、時間の短縮になって救える命も出てくるのかなというふうに思いますので、今聞きましたところ、マイナンバーカードと保険証がひもづけされていないというところがまだあるということですから、ぜひその辺も消防側からの広報ですか——、を周知していただければと思います。ありがとうございます。以上で質疑を終わります。

○鈴木委員長 最後に、長塚委員。

○**長塚委員** 長塚です。3点ありまして、まず放課後子どもクラブのデジタル化についてです。令和6年12月定例会の一般質問において、ICT化について質問しております。その際に、入退室管理システムを既に導入している民間委託クラブではトラブルが発生しており、他市のクラブも含めて、システム運用面での検証結果を踏まえて導入の検討をしていくということでした。進捗について伺います。

○**鈴木委員長** 長塚課長。

○**長塚子ども青少年課長** 子ども青少年課、長塚です。長塚委員の御質疑に答弁させていただきます。市が民間委託している、高井小学校・藤代小学校・取手東小学校の3クラブで先行導入していました、タブレットを活用した児童のQRコードを読み取る入退室管理システムについては、これまで読み取りエラー等が多数発生しており、その都度、支援員が手作業で修正するなどの対応が必要となることが課題となっておりました。こちらにつきましては、読み取り画面の設定の調整を行うなど、使用方法の改善等に取り組んだ結果、今年9月1日時点で、ほぼエラーが発生していないとの報告を委託業者より受けております。また、システムを利用している児童の様子を見ていますと、入退室時にQRコードをかざすなどのシステムに、比較的スムーズに順応できているとのことでした。以上のことから、課題は解消したものと認識しております。以上です。

○**鈴木委員長** 長塚委員。

○**長塚委員** 検証結果を踏まえて課題はクリアされたということでした。それらを踏まえて、今後どのような方法だったかスケジュールで導入をしていくんでしょうか、お願いします。

○**鈴木委員長** 平野補佐。

○**平野子ども青少年課長補佐** 子ども青少年課、平野でございます。長塚委員の御質疑にお答えいたします。放課後子どもクラブにおける業務のデジタル化につきましては、現在、入所等の電子申請システムや入退室管理システムなどと取手市児童クラブシステムの連動化について、これまで難しかった同期が、今後可能となる見通しが立ってきました。そのため、同期できる情報と一定の作業が別途必要となる情報を整理しまして、現在、各システム業者と調整しながら、令和9年度入所申請分からの導入を見据えて検討を進めています。導入するシステムにつきましては、児童や保護者の皆様の生活の連続性を担保する観点から、現在、保育課において、公立保育所の入退室管理や入所申請のオンライン手続等に先行導入しているシステムを想定しているところでございます。以上です。

○**鈴木委員長** 長塚委員。

○**長塚委員** 子どもクラブは日数に応じて利用料金も変わると思うんですが、そういった設定も可能という認識で合ってますでしょうか。

○**鈴木委員長** 平野補佐。

○**平野子ども青少年課長補佐** お答えいたします。先行導入している公立保育所の保育所システム、こちらのシステム担当者に聞き取りを実施したところ、保育料を利用日数で細分化して、さらに早朝利用、夜間の延長利用、そして長期休暇時の利用の加算など、複雑な料金体系になっている本市については、現行の体制ではシステムとの完全な連動は難し

いとの回答を得ているところです。現在、クラブ室のネット環境の整備、システムの機能面における課題の解消、基幹業務システムの標準化等を経まして、システム業者との協議を重ねる中で、先ほど申し上げたように、これまで連動が難しかった部分の連携が今後可能となる見通しが立っているところでございます。引き続き、連動、同期が可能なこと、一定の手作業を介在させる必要がある事務などを整理しながら、導入に向け、調整を進めてまいりたいと思います。ただいま申し上げたとおり、利用料の算定については、データ連携が直接同期させることが難しいため、一部のデータを職員が独自に編集する作業が発生する見通しとはなっております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 それでも一部手作業が必要になっても、保護者の方の負担だったり事務作業というのは、かなり高効率化が図れる、負担が軽減するということですのでよろしいでしょうか。

○鈴木委員長 長塚課長。

○長塚子ども青少年課長 お答えいたします。先ほどの平野課長補佐の答弁の中でありましたが、一部補足させていただきますと、現在、子ども青少年課で使用している取手市放課後子どもクラブシステム、こちらは現在、手入力ではありますが、利用児童の出席日数に応じた、細分化された利用料の積算というのができるものとなっております。先ほど説明の中にありました入退室管理システム、今後導入する予定のものにつきましては、課長補佐の説明したとおり、取手市が採用している日数に応じた利用料の算定というものはできないというところがありますので、こちらの入退室管理のほうの児童の利用状況のデータを、現在利用料の算定に使用している取手市放課後子どもクラブシステムのほうにデータを取り込んで、同期して、利用料を算定するというような形になります。こういった形を取ることで、これまで手作業で行っていた部分というのが少なからずなくなってくるといふところがありますので、これまで発生していたミスというのも少なくなっていくのかなというように考えております。そして、利用者それから職員の負担というのも、当然減っていくのかなというふうに考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 12月の質問の際から9か月、導入予定までかなりの進捗だと思います。その点については本当に評価したいと思いますし、保護者に寄り添った事業であり、支援員の方だったり、現場の方のミスとか、そういった負担が減るものだと思いますので、引き続きよろしくお願いいたします。

次に、県内プロスポーツ団体とのフレンドリータウン協定についてです。近年、県内の各自治体においてプロスポーツ団体とのフレンドリータウン協定が広がっています。ちょっと説明しますと、クラブと自治体、それぞれの資源を有効活用し相互に連携協力することにより、スポーツを通じた地域振興、青少年の健全な育成、市民の健康増進、観光振興などを実現することを目的として、クラブ独自の制度として設立されています。例えば、バスケの茨城ロボッツは、つくばみらい市など25市町村、サッカーの鹿島アントラーズは阿見町などの9市町村と協定を結んで、そういった地域PR、青少年の育成につなげています。取手市においても市民サービスの向上、シティプロモーションに資する取組だと

考えますが、現時点でどのように認識されているのか伺います。

○鈴木委員長 稲村課長。

○稲村スポーツ振興課長 スポーツ振興課、稲村です。長塚委員の御質疑にお答えいたします。スポーツ振興課といたしましては、令和4年度及び令和5年度にスポーツ振興課主催でプロ選手を招いたバスケットボールクリニックを開催し、茨城ロボッツの選手との交流を深めてまいりました。今、長塚委員がおっしゃったとおり、フレンドリータウン協定は、クラブと自治体がそれぞれ資源を有効活用し相互に連携協力することで、スポーツを通じた地域振興を図る取組です。この協定を通じて、スポーツ振興のみならず、観光振興やまちづくりの振興といった幅広い分野での連携が期待されており、多くの自治体で協定を結んでいることは認識しております。フレンドリータウン協定を締結するに当たり、スポーツ振興の分野にとどまらず、観光振興やまちづくりの振興といった幅広い分野での連携が求められることから、教育委員会だけではなく、市長部局とも調整を進めていく必要がございます。今後協定を結ぶことによるメリットや、具体的な作業内容の情報収集に努めてまいりたいと思います。以上でございます。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 実際に導入している自治体にヒアリングを行ったところ、スポンサー企業がCSRの一環で、例えば茨城ロボッツだったら、そこを窓口として協定の締結先に様々な支援を行っているというのを聞いてます。また、ホームで試合があるときは、物産展を出したり、市長の挨拶とかという、もう本当にPRにつながる人が多いので、今おっしゃったとおり担当課がまたがるということでしたので、今後の一般質問や質疑につなげたいと思います。この件に関しては以上です。

次に、消防団加入促進についてです。6月定例会で小堤委員が、消防団員の重要性和団員減少の課題について一般質問をしております。答弁では、消防団員確保に向けて様々な対策を講じているとのことでした。私からは、資格取得の助成の考えを伺いたいと思います。防災関連資格取得により地域防災活動で生かせる実践的な知識を学べる。取得によって地域や職場での評価につながり形として示せる。資格を生かして具体的に地域を守るという目的意識が生まれると考えますが、どうお考えになりますでしょうか。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 消防本部、仲村でございます。長塚委員の御質疑に答弁いたします。資格取得の助成についてであります。消防本部で実施している資格取得の助成につきましては、平成29年3月12日に道路交通法の一部改正により準中型免許が新設されました。これまで普通免許で運転することができていた総重量3.5トン以上の消防団車両——こちらは消防団ポンプ車になりますけども、こちらが改正後に普通免許のみを取得した方については、準中型を取得しないと運転することができなくなっております。このことから取手市では、令和2年4月から対象車両を運用する分団のうち、平成29年の道路交通法一部改正以降に免許を取得した団員を対象に、準中型運転免許取得に対する助成金の交付を行っております。交付金の内容としましては、準中型免許取得に係る経費合計額の2分の1に相当する額とし、ただし10万円を超える場合にあっては、10万円を上限としており

ます。そのほか、現在、消防団活動に必要な知識技術については、機会を設け、消防職員や消防団本部などにより訓練などを行っているところであります。また今後、消防団に必要とされる資格等について、他の自治体の取組や団員の意見などを聞きながら、調査研究させていただければと考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 防災関連の資格なんですけど、資格の取得を支援することによって、団員の定着の効率とか地域防災力の強化も期待され、福利厚生のような位置づけでぜひ御検討をお願いしたいと思います。

次に、2つ目、高校生サポーターの結成なんですけど、ちょっとこれ私が勝手に名前をつけたんですけど、要は高校生による地域防災ボランティアです。取手市は高校が7校あって、近年、大学入試において地域貢献活動は評価がされるため、関心の高い子も増えております。また、そもそも防災関連の職業に就きたい子、ボランティア活動に興味のある子もかなりいらっしゃいます。

〔永井議会事務局長補佐ベルを1回鳴らす〕

○長塚委員 (続) 活動——そういった高校生をサポーターとして結成することで、活動の例としては、防災情報のチラシの配布だったり、地域の見守り訓練の補助だったり、資格の取得支援、また近隣の消防団員がメンターになることで、技能の習得、安全管理を兼ねることもできます。そういった活動が将来の動機づけにつながるのではないかと考えますが、いかがでしょうか。

○鈴木委員長 仲村次長。

○仲村消防次長 それでは、長塚委員の御質疑に答弁させていただきます。取手市消防団条例では、消防団の入団要件、こちらが18歳以上45歳未満の者とし、ただし団長が特に必要があると認める場合にあっては、この限りではないとしております。現在、取手市においては高校生の消防団員は在籍しておりません。消防庁が昭和40年に示した条例——こちら例では、年齢18歳以上の者を任用することを基本としておりますが、これは当時の基本団員のみを想定したもので、労働基準法による制限や運転免許の取得制限を踏まえて定められたものであります。消防団員には災害時に迅速かつ的確な対応力が求められ、一定の判断力や体力・精神力の成熟が必要とされること、また高校生は学業や生活環境の安定が優先されるべきと考えられることから、消防団長とも相談しておりまして、高校生を基本団員として入団させることは、現在のところ取手市消防団としては考えておりません。

委員から御質疑のありました高校生サポーターの結成については、当然この質疑をいただいたところ、ちょっとうちのほうでも調査させていただきまして、例えば栃木県の小山市、あとは東京消防庁なんかでも取り組んでいる事例がございますので——そういった事例もございますので、今後、県立高校、私立高校によっても条件や制限が異なるかと考えられますので、活動内容を踏まえ、今後調査させていただければと考えております。以上です。

○鈴木委員長 長塚委員。

○長塚委員 あくまでも、こっちからどんどん募集していくというわけではなく、窓口をつくって自主的な子というのを、ぜひそういった形で——何というんでしょう、チームみたいなのをつくっていただけると、例えば災害時にはマンパワーが必要になりますので、そういった知識がある子たちがいると、高校生でもすごく大きな力になると思いますし、本人の学びとか、あとは地域貢献、あとは将来の消防団といういろんな効果が期待できると思いますので、ぜひ調査のほうよろしくお願いします。以上です。

○鈴木委員長 よろしいですか。以上で通告された質疑が終わりました。

これで教育委員会、文化芸術課、消防本部所管の付託議案外の質疑を終わります。

当委員会の付託議案の討論に入る前に確認します。議会基本条例第11条第2項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。委員間での自由討議が必要と思われる議案はありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 ないようですので、討論・採決を行います。

次に、当委員会に付託されました市長提出議案の討論・採決を行います。

討論はございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論なしと認めます。以上で当委員会に付託された市長提出議案の討論を打ち切ります。

これより採決を行います。採決は議案番号順に挙手により行います。

議案第41号、取手市みんなでいじめをなくすための条例の一部を改正する条例について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第41号は可決いたしました。

議案第43号、令和7年度取手市一般会計補正予算（第4号）所管事項について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、議案第43号のうち、当委員会所管事項は可決いたしました。

次に、認定第7号、令和6年度取手地方公平委員会特別会計決算の認定について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、認定第7号は認定することに決定いたしました。

以上で当委員会に付託された市長提出議案の審査は全て終了いたしました。

この後は請願の審査に入ります。所管となっていない執行部の皆様は退席していただいで結構です。お疲れさまでした。

暫時休憩します。

午後12時01分休憩

午後12時03分開議

○鈴木委員長 再開します。

これから請願の審査に入ります。

請願第 11 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願を議題とします。

本請願については、請願提出者から議会基本条例第 5 条第 3 項の規定による発言の申出はありません。紹介議員である関川議員が委員として出席しておりますが、紹介議員に確認したいことはございませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。

続いて、執行部に確認したいことはございますか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。これで、請願第 11 号の質疑を打ち切ります。

これから、当委員会に付託された請願の討論・採決を行います。その前に、議会基本条例第 11 条第 2 項に、委員会活動を中心に委員間討議を行うものとするがあります。議題となっている請願に関して、委員間での自由討議が必要と思われる方は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。

続いて、請願第 11 号についての討論を行います。討論のある委員は挙手を願います。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 討論なしと認めます。これで当委員会に付託された請願の討論を打ち切ります。

これより、当委員会に付託された請願の採決を行います。採決は挙手によって行います。

請願第 11 号、教職員定数改善と義務教育費国庫負担制度堅持のための政府予算に係る意見書採択を求める請願について、賛成の委員の挙手を求めます。

〔賛成者挙手〕

○鈴木委員長 全員賛成です。よって、請願第 11 号は採択することに決定いたしました。

それでは、意見書案の案文整理のため休憩いたします。

午後 12 時 05 分休憩

午後 12 時 08 分開議

○鈴木委員長 再開します。

お諮りします。請願第 11 号について、サイドブックに掲載したとおり、意見書案を委員会提出議案として提出することに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認め、そのように決定します。

これで当委員会に付託された案件の審査は全て終了しました。

ここで吉田選挙管理委員会書記長から発言を求められておりますので、これを許します。吉田書記長。

○吉田選挙管理委員会書記長 選挙管理委員会書記長の吉田でございます。総務文教常任

委員会の委員の皆様におかれましては、委員会の貴重なお時間を頂戴いたしまして、さきの茨城県知事選挙並びに茨城県議会議員の補欠選挙の執行に伴いまして投票用紙の交付ミスが発生いたしました。そのことに関しまして御報告をさせていただきたいと思います。説明については着座にて失礼します。

交付ミスの1つ目でございますが、こちらは茨城県知事選挙の投票を既に期日前投票で行った選挙人に対しまして、茨城県知事選挙の投票用紙及び県議会議員取手市選挙区補欠選挙の投票用紙を交付し、結果的に県知事選挙の投票用紙を二重に交付してしまったということでございます。また、2つ目は、8月に県外に転出した選挙人が投票所を訪れた際、本来、知事選挙及び県議補選の選挙権がないにもかかわらず、いずれも投票用紙を交付してしまいました。二重に交付した投票用紙、また、県外転出者が投票した投票につきましては、投票箱に投票されて特定できないため、有効な投票として扱われました。

原因についてでございます。いずれも当日投票所において紙の選挙人名簿——受付の選挙人名簿ですね。こちらを使って職員が名簿対照を行う際、一部投票済みであったり——県外転出者にはバツ印がついてるんですが、これが表示されている中で、一部投票ができない人であるという認識までに至らなかったり、名簿上の表記を見逃したということで発生してしまいました。現場で対応していた職員や主任者からの聴取においては、一時的な受付の体制が減少したり、目の前の投票人が並んでいる状況において精神的な焦りがあったことや、経験の浅い職員に対するフォローが不十分であったことなども、背景の一因であるということが浮き彫りになってございます。

今後についてでございますけれども、選挙人名簿の運用と、それに伴うマニュアルの改善を行うこと。また、若い職員——若い世代の意識の醸成や伝達については、課題として認識しているところでもございます。とはいえ、民主主義の根幹でございます選挙の投票に際し、誤った運用で皆様に対して御心配や御迷惑をおかけしたこと、大変重く受け止めてございます。ましてや昨年の衆議院議員選挙をはじめ、本年7月の参議院議員選挙に続いて、3回連続してのミスでございます。弁解の余地もございませんが、その都度、改善策を講じてまいりましたが、また新たなミスが発生してしまいました。できることの改善については、速やかに進めてまいるとともに、基本に立ち返りまして、選挙事務に臨む職員全員の意識の醸成を図ってまいりたいと思います。議員の皆様におかれましては、引き続き御指導のほどよろしくをお願いしたいと思います。誠に申し訳ございませんでした。

○鈴木委員長 報告が終わりました。

確認事項はありませんか。

小堤委員。

○小堤委員 すみません、ちょっと1つ確認したいんですけど、2つ目の事案、県外に8月に転居した人——これ選挙管理委員会は知る由もないのかもしれないんですけど、その人は何で県外に転居してしまったにもかかわらず投票しに来たのかなというところは、確認できてますですか。

○鈴木委員長 土谷書記長補佐。

○土谷選挙管理委員会書記長補佐 その方に直接お話を伺ったわけではないんですけど

も、入場整理券の発行の後に転出をされている方でございますので、家族で一緒にお越しになっているんですけども、家族分の入場整理券が家に届いて——その状況は分からないんですけども、その家族の方と一緒に見られているので、入場整理券を見て投票ができるものだというふうに認識をされて、特にそれ以外、もしかして他意はなく、普通に投票ができるものと勘違いされたまま投票されて、そのままお帰りになって、今も気づいてないかもしれないという状況ですね。

○鈴木委員長 小堤委員。

○小堤委員 その本人は特定はできるけど、その人に対しては言っていないわけですね。気づいて、その入場整理券、確かに家族一緒に明記されてきて、それを切って持っていくわけですけど、その中で家族と一緒に来ちゃったと。それを持ってということは、何だ転居、転出したら何日とか——私もよく分からないんですけど、選挙できませんよというのは、その入場整理券の郵送されたところには書いてないんですしたっけ、どうなんですか。

○鈴木委員長 土谷書記長補佐。

○土谷選挙管理委員会書記長補佐 参議院選挙とかが直前にあったりして、参議院選——国政の場合は転出されてもどこかではできたりするパターンが多いんですけども、今回、県の選挙で、県外に転出したらその途端に茨城県内ではもう選挙ができなく——投票ができなくなるので、今回普通にはがきが届いてしまっているんで、そこら辺の認識が、本人もされないまま投票を済ませてしまったのかなというところでございます。本来、名簿上で県外転出とかという文字が入っていますので、受付の段階で「もう転出されていますので投票できません」ということをお伝えするのが通常の流れでございます。

○鈴木委員長 よろしいですか。ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。それでは執行部の皆様お疲れさまでした。退席していただいて結構です。委員はこのまま残っていただき、協議を行います。

休憩します。

午後 12 時 16 分休憩

午後 12 時 18 分開議

○鈴木委員長 再開します。

続いて、令和 7 年度第 1 回 **？市民との？**意見交換会におけるご意見・ご要望の調査についてを議題といたします。サイドブックに登載した表は、7 月 30 日の総務文教常任委員会の中で、執行部から現状について調査を行い、正副委員長が総務文教常任委員会としての回答案としてまとめたものです。こちらの表の内容についてご意見等のある委員はおりませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。それではサイドブックに登載した表について、文言等の確認をし、特に修正がないことを確認しました。

お諮りします。令和 7 年度第 1 回 **？市民との？**意見交換会におけるご意見・ご要望について、サイドブックに登載した表を基本とし、内容は委員長に御一任いただき、調査経

過を中間報告したいと思います。これに御異議ございませんか。

〔「異議なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 異議なしと認め、そのように決定いたします。

続いて、当委員会の任期中における重点調査テーマ「災害時の避難所運営」についてを議題といたします。

協議のため休憩します。

午後 12 時 19 分休憩

午後 12 時 40 分開議

○鈴木委員長 再開します。

最後にその他です。委員の皆様から何かございませんか。

小堤委員。

○小堤委員 私からちょっと、この間、気がついたんですけど、総務文教委員会で——に関する、具体的に言うと高井小学校の増改築——増築か、改築じゃなくて増築、あれ終わったか終わってないかちょっと分からないんですけど、その視察をやらなくちゃいけないのかなと。何かというと、過去にコロナの前はちゃんと毎年毎年、小学校とか——学校とか、どこだっけな——福社会館とか、消防署とか、そういう総務に関するところの施設の改築、改修、増築、そういったものを、終わったら見に行ってるんです。これはなぜかというと、総務に関する所管するところの、お金をかけて工事して、それを享受する人たちがよりよくなってるというところをこの総務の人たちで見に行く、確認するというのをやってるんで、コロナでしばらくやってなかったなと思ったんだけど、私が思い浮かべられるのは高井小学校、最近では。あとどこかあるのか、事務局に確認してもらいたいと思うんですけど、それをぜひ見に行く。どういうふうに高井小学校がよくなったのか、どうなのかというところを自分たちの目で見る、これは大事な仕事なんで、ぜひやりたいなどは私は思います。以上です。

○鈴木委員長 そうしたらあれですかね、今度の 11 月の委員会のときに、例えば先に委員会を開いて、時間あって午後視察とか、その辺はある程度時間調整して検討しましょうかね。その辺はちょっと、事務局のほうで確認していただきたいということで。

ほかにありませんか。

〔「なし」と呼ぶ者あり〕

○鈴木委員長 なしと認めます。以上で本委員会の全ての日程が終了いたしました。

これで総務文教常任委員会を閉会いたします。

午後 12 時 43 分散会

取手市議会委員会条例第 31 条第 1 項の規定により署名又は押印する。

総務文教常任委員会委員長

○委員会記録の発言訂正箇所

ページ番号・行数	訂正前	訂正後
P6・30行目	約 18.3%	約 8.3%
P15・29行目	年 2 回	年 1 回
P15・31行目	年 2 回	年 1 回